

厚生労働省ホームページ「C型肝炎ウイルス検査受診の呼びかけ  
 (フィブリノゲン製剤納入先医療機関名の再公表について)」上の  
 「○ リストの見方、留意事項等」において、以下の解説を追加し  
 ます。

**リスト中の各項目の解説**

	項 目	解 説
8	備考	<p>「フィブリン糊として使用した可能性があるとの報告あり。」と記載のある医療機関は、</p> <p>① 平成20年2月8日付けの当省からの依頼に対し、田辺三菱製薬株式会社から、同社が保有していた情報によりフィブリノゲン製剤をフィブリン糊として使用した可能性があるとして報告された医療機関</p> <p>② 平成19年11月7日付けで当省がフィブリノゲン製剤納入先医療機関を対象として実施した追加調査において、自由記載により、フィブリノゲン製剤をフィブリン糊として使用した可能性があるとの回答があった医療機関です。</p> <p>なお、このような記載のない医療機関においても、フィブリン糊として使用された可能性は否定できませんので、詳しくは「基本的なQ&amp;A」のQ3をご覧ください。</p> <p><a href="http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/01/h0117-2/qa.html#q3">http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/01/h0117-2/qa.html#q3</a></p>